

【重要】整備士資格(試験・講習)申込について

HASPANEWS6.7月号「令和7年度下期 自動車整備士講習生募集」のご案内

HASPANEWS7月号「令和7年度第1回(111回)自動車整備技能登録試験」のご案内

HASPANEWS6月号「令和7年度第1回自動車整備技能検定試験(国家試験)」のご案内

受験資格【実務経験期間】について改正がありました

令和7年7月8日に自動車整備士技能検定(試験・講習)の受験・受講資格について、次のとおり改正がありました。

- ① 二級整備士の受験資格に係る実務経験期間の3分の1を短縮する（検定規則18条関係）
- ② 三級整備士の受験資格に係る実務経験期間の2分の1を短縮する（検定規則19条関係）
- ③ 自動車車体整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間の3分の1を短縮する（検定規則第19条の2関係）

上記の改正により、受験(受講)希望者それぞれの学歴や経歴毎に必要とされる、「実務経験の期間が短縮」されました。

例1) 高等学校 普通科卒業の者が三級整備士受験に要する実務経験期間
改正前 1 年 ⇒ 改正後 6 カ月

例2) 高等学校 機械科卒業の者が三級整備士受験に要する実務経験期間
改正前 6 カ月 ⇒ 改正後 3 カ月

例3) 高等学校 普通科卒業の者が二級整備士受験に要する三級合格後の実務経験期間
改正前 3 年 ⇒ 改正後 2 年

例4) 高等学校 機械科卒業の者が二級整備士受験に要する三級合格後の実務経験期間
改正前 2 年 ⇒ 改正後 1 年 4 カ月

例5) 高等学校 普通科卒業の者が電気装置整備士受験に要する実務経験期間
改正前 2 年 ⇒ 改正後 1 年 4 カ月

その他の詳細はそれぞれの下表を参照してください。

《令和7年度下期 自動車整備士講習 受講資格》

※満15歳以上の方で下記の実務経験期間を満たす方。

※講習期間中に（修了日の前日まで）必要な実務経験期間を満たす方は受講できます。

※機械・電気又は電子に関する学科についての詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

【三級受講に必要な自動車整備に関する実務経験期間】

卒業（修了）した学校等	必要な実務経験期間 （自動車整備作業の経験期間）
一種養成施設の二級課程	実務経験不要
一種養成施設の三級課程	
認定大学の二級課程	
大学・短大・高等専門学校 （機械、電気又は電子に関する学科）	3か月以上
高等学校（機械、電気又は電子に関する学科）	
上記以外	6ヵ月以上

【二級受講に必要な自動車整備に関する実務経験期間】

卒業（修了）した学校等	必要な実務経験期間 （自動車整備作業の経験期間）
一種養成施設の二級課程	実務経験不要
認定大学の二級課程	
大学・短大・高等専門学校 （機械、電気又は電子に関する学科）	三級合格後1年以上 又は、二級シャシ合格後4か月以上
一種養成施設の三級課程	三級合格後1年4ヵ月以上 又は、二級シャシ合格後8ヵ月以上
高等学校（機械、電気又は電子に関する学科）	
上記以外	三級合格後2年以上 又は、二級シャシ合格後8ヵ月以上

※実務経験の短縮を適用して受講される方は、申込時に卒業証書（コピー可）を提出して下さい

※オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパ・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等の勤務形態での作業経験は実務経験とは認められません。

≪令和7年度第1回自動車整備技能登録試験 受験資格≫

令和7年10月4日(試験の前日)までに下表の実務経験期間や条件を満たしていなければ受験出来ません。

※機械・電気又は電子に関する学科についての詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

試験の種類	修了科名	自動車の整備に関する実務経験期間
二級ガソリン 二級ジーゼル 二級2輪	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等の卒業生 大学に相当する外国の学校の卒業生 (機械、電気又は電子に関する学科) ※要事前確認	三級合格後1年以上 又は、二級シャシ合格後4ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	三級合格後1年4ヵ月以上 又は、二級シャシ合格後8ヵ月以上
	高等学校の卒業生 同上に相当する外国の学校の卒業生 (機械、電気又は電子に関する学科) ※要事前確認	三級合格後1年4ヵ月以上 又は、二級シャシ合格後8ヵ月以上
	上記以外の者	三級合格後2年以上 又は、二級シャシ合格後8ヵ月以上
二級ジーゼル 実技試験のみ	右の登録学科試験(二級ジーゼル) 合格者 ※試験日	令和5年10月1日・令和6年3月24日 令和6年10月6日・令和7年3月23日

※実技試験のみ受験申請者は上記登録学科試験合格証書を提出してください。

三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学、高等専門学校または高等学校の卒業生 大学、高等学校に相当する外国の学校の卒業生 (機械、電気又は電子に関する学科) ※要事前確認	3ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	実務経験不要
	タイヤ整備士、車体整備士合格者	三級シャシに限り実務経験不要
	電気装置整備士合格者	三級ガソリン、三級ジーゼルに限り実務経験不要
	上記以外の者	6ヵ月以上
三級ガソリン 実技試験のみ	右の登録学科試験(三級ガソリン) 合格者 ※試験日	令和5年10月1日・令和6年3月24日 令和6年10月6日・令和7年3月23日

※実技試験のみ受験申請者は上記登録学科試験合格証書を提出してください。

自動車車体	一種養成施設の車体の課程修了者	実務経験不要
	認定大学の車体課程の卒業者	実務経験不要
	大学又は高等専門学校の卒業者 大学に相当する外国の学校の卒業者 (機械、電気又は電子に関する学科) ※要事前確認	1年以上
	一種養成施設の二級課程修了者又は 認定大学の二級課程卒業者	8ヵ月以上
	上記以外の者	1年4ヵ月以上

《令和7年度第1回自動車整備技能検定試験 受験資格》

令和7年10月21日(検定学科試験の前日)現在において自動車の整備作業に関し下表の実務経験期間や条件を満たしていなければ受験出来ません。

※機械・電気又は電子に関する学科についての詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

【自動車電気装置整備士】

学校等の修了科名	実務経験期間(自動車の整備作業)
一種養成施設の二級自動車整備士養成課程	8ヵ月以上
認定大学の二級自動車整備士養成課程	
大学・高等専門学校 (機械・電気又は電子に関する学科)	1年以上
上記以外の者	1年4ヵ月以上